

お知らせ

平成27年7月1日条例改正に伴う山陽小野田市立図書館の施設使用料の改定について

平素から山陽小野田市立図書館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、平成27年7月1日から山陽小野田市立図書館条例が改正されることに伴いまして、中央図書館の施設使用料が改定となります。

各施設の使用料につきましては、下記の表をご覧ください。

あわせて、施設の使用時間についても、原則、平日は19時まで、土日は17時までとなりますので、ご了承ください。

なお、ご不明な点がございましたら、山陽小野田市立中央図書館（電話：83-2870）までお問い合わせください。

【適用開始日】

平成27年7月1日以降に使用許可した使用料から適用いたします。

①施設使用料

区分	収容人数	金額（円）
		1時間当たり
視聴覚ホール	120名	790
第1会議室	25名	310
第2会議室	15名	180
和室	15名	140

【加算】映像設備を使用する場合は、1回 **2,160円加算**

ピアノを使用する場合は、1回 **1,080円加算**

【割増】山陽小野田市民以外の者の使用は、**100分の50の割増**

入場料等を徴収する場合は、**100分の50の割増**

②冷暖房使用料

種別	金額（1時間当たり）（円）	
	冷房	暖房
視聴覚ホール	前970→ 800	640
第1会議室	前480→ 270	前320→ 160
第2会議室	270	160
和室	前270→ 160	前160→ 100

